

道路事業再評価調書

路線・河川等名	都市計画道路 ^{やわたたなべ} 八幡田辺線	事業名	防災・安全交付金	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所(区間)	八幡市 ^{とうづおくとうづ} 戸津奥戸津～ ^{しもならとんぼりすじ} 下奈良蜻蛉尻筋		
事業概要	路線・河川等概要	八幡田辺線は、八幡市街地と国道1号及び第二京阪道路八幡東IC等の主要幹線道路ネットワークを結ぶ重要な都市計画道路である。			
	事業目的	本事業箇所は、幅員狭小で車両や歩行者の安全な通行に支障があることから、幹線道路としての整備を行うことにより、道路利用者の安全性の向上や自動車の走行性の向上を図るとともに、八幡市域の幹線道路ネットワークの構築により、地域の社会経済活動を支援するものである。			
	上位計画等	○ 京都府総合計画 山城地域振興計画 ○ 八幡市通学路交通安全プログラム			
	整備内容	○ 現況交通量：4,400台/日 ○ 整備延長：L=0.7km ○ 計画幅員：W=14.0m 2車線 歩道あり(W=2.5m) ○ 全体事業費：約9.2億円			
事業の進捗状況及び今後の見込み	○ 事業着手：平成26年 ○ 令和5年度末までの進捗率：74% (金額ベース) ○ 令和5年度末までの用地取得率：94% (面積ベース) ----- 用地買収も進んでおり、工事にも着手するなど、事業進捗における問題はない。				
事業の必要性	○ 前回評価以降、以下の様な変化があり、本事業の必要性は高まっている。 ・八幡市の通学路交通安全プログラムの要対策箇所に指定(平成27年度) ・接続する市道二階堂線との交差点部の都市計画変更(平成31年2月告示) ・国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所が国道1号の歩道整備事業を事業化(令和元年度) ・八幡市から早期完成を求める要望書の提出(最新：令和5年8月)				
事業の有効性	○ 都市計画道路の整備により、八幡市域の幹線道路ネットワークを構築し、地域の社会経済活動を支援するとともに、沿道地域における安心・安全な地域づくりが可能となることから、本事業の有効性は変わっていない。				
コスト削減等	○ 盛土材は、本工事の建設発生土を現場内流用し、コスト削減を図る。 ○ 既に約9割の用地を取得済みであり、工事にも着手していることから、現計画以外の代替ルートの計画変更は困難。				
環境	○ 工事の実施に当たっては、低騒音・低振動の施工機械を採用する。 ○ 走行性向上によりCO2の排出量を削減。				
総合評価	前回評価以降も、本事業の必要性は高いままであり、有効性も確保できることから、引き続き、事業を継続する必要がある。				

【広域位置図】



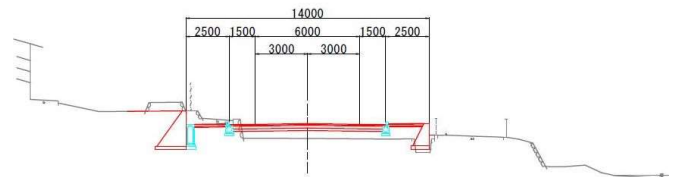
【位置図】



【現況横断面図】



【計画横断面図】



【現況の課題】



【現在の状況】



通学路となっているが、道路幅が狭く歩道もない

『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和6年2月15日
作成部署	建設交通部 道路建設課

事業名	都市計画道路八幡田辺線 防災安全交付金事業	地区名	八幡市戸津奥戸津～下奈良蜻蛉尻筋
概算事業費	約9.2億円	事業期間	平成26年度～
事業概要	都市計画道路八幡田辺線を整備し、安全で円滑な交通を確保する。 道路築造：延長0.7km、幅員14.0m、両側歩道2.5m		
目指すべき環境像	現道は、慢性的な交通渋滞が発生し、幅員も狭小であるため、都市計画道路として整備し、大型車の離合や歩行者・自転車の安全な交通を確保する。周辺は田園が広がっており、周辺環境に配慮した施工を行う。		
関連する公共事業			

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価			
	主要な評価の視点	選定要否						
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)	○	現道は、幅員が狭く歩道が未整備なため、車の速度低下によるCO ₂ の排出量増加の一因になっている。	事業実施により交通の円滑化が図られることから、CO ₂ の排出量の削減を期待	4			
	地形・地質							
	物質循環(土砂移動)							
	野生生物・絶滅危惧種							
	生態系							
	その他							
生活環境	ユニバーサルデザイン	○	現道は幅員が狭く歩道が未整備であることから、歩行者や自転車通行者の安全性を高める必要がある。	バリアフリーに対応した歩道を整備することで誰もが利用しやすい歩道とする。	4			
	水環境・水循環							
	大気環境							
	土壌・地盤環境							
	騒音・振動	○				道路工事における騒音・振動への配慮が必要	工事の実施に当たって低騒音・低振動の施工機械を採用	3
	廃棄物・リサイクル	○						3
	化学物質・粉じん等					事業の実施により発生する建設発生土の抑制および資源の再利用に努める必要がある。	建設発生土は現場内で有効利用し、コンクリート殻等を再利用資源化施設へ搬出するとともに再生資源の利用を図る。	
	電磁波・電波・日照							
その他								
地域個性・文化環境	景観		事業の実施にあたり、地域住民の理解を得て、実施する必要がある。	完成予定を明示するような工事PR看板を設置するなど、工事に対する地元住民の理解を深めていただく。	4			
	里山の保全							
	地域の文化資産							
	伝統的行祭事							
	地域住民との協働	○						
	その他							

外部評価	
------	--